

## 湖西市貨物自動車運送事業者等燃料価格高騰対策支援金交付要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、燃料価格高騰が経営に及ぼす影響を緩和し、サプライチェーンの一端を担う貨物自動車運送事業者等の事業の維持及び改善を図り、市内で貨物自動車運送事業等を営む者の事業継続を支援するため、予算の範囲内で湖西市貨物自動車運送事業者等燃料価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、湖西市補助金等交付規則（昭和 51 年湖西市規則第 18 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 貨物自動車運送事業等 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 1 項に規定する貨物自動車運送事業をいう。
- (2) 貨物自動車運送事業者等 市内で貨物自動車運送事業等を営む法人又は個人事業者をいう。
- (3) 営業ナンバー 貨物自動車運送事業等の許可申請、届出等を行い、運輸局から交付を受けた、緑地又は黒地の自動車登録番号標（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 11 条第 1 項に規定する自動車登録番号標をいう。）をいう。
- (4) 事業用車両 貨物自動車運送事業等の用に供するため、支援金の対象となる者（以下「交付対象者」という。）が所有し、又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用している車両（二輪又は三輪の自動車及び被牽引車を除く。）であって、営業ナンバーを有するものをいう。

### (交付対象者)

第 3 条 交付対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本社、支社、営業所等を有する貨物自動車運送事業者等であること。
- (2) 交付申請日時点で貨物自動車運送事業等に必要な許可を取得し、又は届け出を行い、当該貨物自動車運送事業等を継続していること。
- (3) 市税等の滞納が無いこと。

2 前項の規定にかかわらず、事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助の対象と

しない。

- (1) 国又は法人税法（昭和 43 年法律第 34 号）別表第 1 に規定する公共法人
- (2) 公序良俗に反するおそれがあると市長が認める事業者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業者
- (4) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業者
- (5) 暴力団員等（湖西市暴力団排除条例（平成 24 年湖西市条例第 34 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）又は当該暴力団員等と密接な関係を有する事業者
- (6) 支援金と同等の助成制度による財政的支援を受け、又は受ける見込みのある事業者

（交付対象車両）

第 4 条 支援金の交付対象とする事業用車両（以下「交付対象車両」という。）は、湖西市内の営業所に令和 6 年 3 月 31 日時点で登録があり、自動車検査証における用途が貨物又は特種である事業用車両とする。

（交付金額）

第 5 条 支援金の額は、前条に掲げる交付対象車両に対して車両の種類及び車両総重量による区分に基づき、以下の表で 1 台ごとに算定し決定する。ただし、1 事業者あたりの支援金額の上限を 300 万円とする。

| 車両区分 | 車両の種類と車両総重量による区分 |                    |                        |
|------|------------------|--------------------|------------------------|
|      | 貨物軽自動車           | 一般貨物自動車、特定貨物自動車    |                        |
|      |                  | 5,000 kg未満<br>(小型) | 5,000 kg以上<br>(中型及び大型) |
| 申請区分 | A                | B                  | C                      |
| 支援金額 | 10,000 円/台       | 17,000 円/台         | 33,000 円/台             |

※ 牽引車（トレーラーヘッド）の場合は、車両総重量にかかわらず 5,000 kg以上に区分する。

（交付の申請）

第 6 条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、支援金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 支援金交付対象車両一覧（様式第 2 号）
- (2) 誓約書（様式第 3 号）

- (3) 預金通帳の表紙及び当該預金通帳の振込先口座が記載されたページの写し
- (4) 交付対象車両全てに係る自動車検査証の写し又は電子化された自動車検査証、自動車検査証記録事項の写し
- (5) 貨物自動車運送事業等のうち、一般貨物自動車運送事業を営む者においては、当該事業に係る一般貨物自動車運送事業計画書又はこれに準ずるものとして市長が認める書類の写し
- (6) 貨物自動車運送事業等のうち、特定貨物自動車運送事業を営む者においては、当該事業に係る特定貨物自動車運送事業計画書又はこれに準ずるものとして市長が認める書類の写し
- (7) 貨物自動車運送事業等のうち、貨物軽自動車運送事業を営む者においては、当該事業に係る貨物軽自動車運送事業経営届出書又はこれに準ずるものとして市長が認める書類の写し
- (8) 直近の確定申告書の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(交付の決定及び確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容の適否を審査の上、支援金を交付すべきと認めるときは、申請者に対する支援金の交付を決定し、支援金交付決定兼確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 支援金の不交付を決定したときは、申請者に対し、支援金不交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 第1項の規定により決定した支援金の交付は、支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に記載された口座に振り込むことにより行うものとする。

（交付決定及び確定の取消し等）

第8条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、前条の規定による交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 法令及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に交付がなされているときは、その交付対象者に対し、当該取消しに係る交付金額の部分について、期限を定めて返還させるものとする。

（報告）

第9条 市長は、支援金の交付事務の適正かつ円滑な実施を図るため、支援金の交付決定を受けた者又は支援金の交付を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は立入検査を行うことができるものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年9月30日限り、その効力を失う。ただし、同日前に補助金の交付の決定を受けた者については、同日以後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第6条関係）

支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）湖西市長

所 在 地

法人名又は屋号

代表者役職氏名

（個人の場合は、住所及び氏名を記載して下さい）

湖西市貨物自動車運送事業者等燃料価格高騰対策支援金交付要綱第6条の規定に基づき、以下のとおり申請します。

1 申請台数

| 車両区分     | 市内の営業所で使用している車両のみ対象（リース含む） |                 |              |
|----------|----------------------------|-----------------|--------------|
|          | 貨物軽自動車                     | 一般貨物自動車、特定貨物自動車 |              |
|          |                            | 5,000 kg未満      | 5,000 kg以上   |
| 申請区分・交付額 | A・10,000 円/台               | B・17,000 円/台    | C・33,000 円/台 |
| 車両台数     | 台                          | 台               | 台            |

2 支援金の交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

3 振込先 ※個人事業主の場合は申請者本人名義、法人の場合は当該法人の口座に限ります。

| 振込先金融機関名          |  |  |  | 本・支店名 |              |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-------------------|--|--|--|-------|--------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 銀行・信金・農協<br>労金・信組 |  |  |  | 本店    |              |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                   |  |  |  | 支店    |              |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 金融機関・支店コード        |  |  |  | 種別    | 口座番号（右詰めで記入） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                   |  |  |  |       |              |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義人             |  |  |  |       |              |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ              |  |  |  |       |              |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

様式第2号（第6条関係）

支援金交付対象車両一覧

枚中の 枚目

申請者名

| No.※1 | 自動車登録番号 |            | 車両総重量<br>※2 | 車両<br>区分※3 | 支援金額<br>※4 | 事務局<br>使用欄 |   |
|-------|---------|------------|-------------|------------|------------|------------|---|
| 例     | 浜松      | 100 か 1234 | 5,500 kg    | C          | 33,000 円   |            |   |
| 1     |         |            | kg          |            | 円          |            |   |
| 2     |         |            | kg          |            | 円          |            |   |
| 3     |         |            | kg          |            | 円          |            |   |
| 4     |         |            | kg          |            | 円          |            |   |
| 5     |         |            | kg          |            | 円          |            |   |
| 6     |         |            | kg          |            | 円          |            |   |
| 7     |         |            | kg          |            | 円          |            |   |
| 8     |         |            | kg          |            | 円          |            |   |
| 9     |         |            | kg          |            | 円          |            |   |
| 10    |         |            | kg          |            | 円          |            |   |
| 11    |         |            | kg          |            | 円          |            |   |
| 12    |         |            | kg          |            | 円          |            |   |
| 13    |         |            | kg          |            | 円          |            |   |
| 14    |         |            | kg          |            | 円          |            |   |
| 15    |         |            | kg          |            | 円          |            |   |
| 16    |         |            | kg          |            | 円          |            |   |
| 17    |         |            | kg          |            | 円          |            |   |
| 18    |         |            | kg          |            | 円          |            |   |
| 19    |         |            | kg          |            | 円          |            |   |
| 20    |         |            | kg          |            | 円          |            |   |
| 計     | A       | 台          | B           | 台          | C          | 台          | 計 |
|       |         | 円          |             | 円          |            | 円          |   |

※1 20台以上申請する場合はコピーして使用すること。

※2 車両総重量は自動車検査証の車両総重量を記入すること。

※3 車両区分は、貨物軽自動車はA、一般貨物自動車、特定貨物自動車のうち車両総重量が5,000kg未満はB、5,000kg以上はC、牽引車（トレーラーヘッド）は車両総重量にかかわらずCを記入すること。

※4 支援金額は、車両区分Aは10,000円、Bは17,000円、Cは33,000円を記入すること。

様式第3号（第6条関係）

誓約書

私は、湖西市貨物自動車運送事業者等燃料価格高騰対策支援金の交付申請をするにあたり、下記の内容について誓約します。

記

- 交付要件を全て満たしていることを確認しました。また、申請書の記載内容及び添付書類の内容に虚偽はありません。
- 本事業について、関係法令等の違反はありません。
- 本支援金を受けた後も事業を継続する意思があります。
- 市において支援金交付申請者の市税納付状況について確認することに同意します。
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者ではありません。
- 交付要綱の規定に違反したときは、支援金の交付を取り消され、又は支援金の返還を請求されても異議ありません。
- 支援金を受領してから3年間、本事業にかかる市の調査依頼に協力します。

以上

年 月 日

名称

---

代表者氏名

---

（氏名は自署または記名押印をお願いします。）

様式第4号(第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

湖西市長

支援金交付決定兼確定通知書

年 月 日付で申請のあった湖西市貨物自動車運送事業者等燃料価格高騰対策支援事業について、下記のとおり交付を決定及び確定したので通知します。

記

1 決定及び確定金額 円

2 条件

湖西市補助金等交付規則及び湖西市貨物自動車運送事業者等燃料価格高騰対策支援金交付要綱を遵守すること。

以上

様式第5号(第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

湖西市長

支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった湖西市貨物自動車運送事業者等燃料価格高騰対策支援事業について、下記のとおり不交付決定したので通知します。

記

理由

以上